

(国土交通委員会)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止

の実施に関し承認を求めるとの件(閣承認第一号)(衆議院送付)要旨

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止を
実施することとしたため、同法第五条第一項の規定により国会の承認を求めようとするものである。